

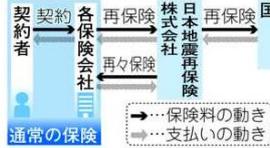
地震保険制度は一九六六年、八千六百戸が全半壊した六四年の新潟地震を機に地震保険法が成立し、誕生した。地震保険の仕組みや実績を、日本損害保険協会の小峯雅也中部支部事務局長(四七)に聞いた。(聞き手・竹田佳彦)

地震保険の目的は、保険金は倒壊した家を建て直すためでなく、当面の生活を安定させるためのもの。地震保険単独で契約できず、火災保険とセットで契約する必要がある。保険金は火災保険の30～50%の範囲内で、建物が最大五千万円、家財は一千万円まで。実際の建物の契約額は、一千万円以下が全体の75%を占める。一どつこう時に保険金は支払われるか。地震による揺れや火災、津

日本損害保険協会
中部支部事務局長

小峯雅也さん

地震保険の仕組み



どんな時に支払われる?

- 支払われる
・津波で家が流失
・地震のがけ崩れで家屋損傷
・地震直後の火災で全焼
・液状化で木造住宅が20cm沈下
・津波で木造住宅が床上浸水
- 支払われず
・地震後10日以降の火災で全焼
・津波で自動車破損
・骨董品が地震の火災で焼失

保険料 東海は高め

被災した場合、液状化による住宅被害も該当する。地震による火災は一般の火災保険は適用されない。自動車や骨董品は家財道具に含まれず、地震に伴う被害に含まれない。今年四月二日時点で契約の99・2%の被害調査が終わり、保険金を順次支払っている。これは対象外となる。東日本大震災での支払い実績は。今年四月二日時点で契約の99

地震保険 — 専門家に聞く

までに七十七万四千四百二件で一兆二千二百四十一億円。0・8%はまだ調査中のものがある。保険会社や代理店も被災した。損害調査はできたのか。全国の損保会社や損保協会が延べ一万人の社員らを派遣して。衛星写真の調査で、津波で家屋が流失した地域などは一括で全損認定し、契約者に連絡し保険金の請求を呼びかけた。契約者が亡くなった場合は家族ら法定相続人に支払っている。巨額の保険金を支払う原資は、損保各社は共同で「日本地震再保険株式会社」を設立しており、各社が保険契約を締結(再保険)することで補償額が積立る。全損は建物の基礎や柱、壁

額を超えた時に備えている。日本地震再保険はさらに政府と契約を結び、政府は保険料を積み立てて支払いに備える。保険料はどのように決まるのか。地震が起きる危険性で全国を四段階に分類。建物の構造などと合わせて計十六通りに分けている。愛知、静岡、三重は危険度が一番高い四等地。年間保険料は鉄骨・コンクリート造で契約額が、一千万円なら一万六千九百円、木造は三万六千円(静岡は三万三千三百円)。

契約額の100%支払われる「全損」、50%の「半損」、5%の「二部損」の三段階がある。全損は建物の基礎や柱、壁などの損害額が評価額の50%以上に達した場合、木造住宅で津波がかもいの高さ以上まで浸水したり、延べ床面積の70%以上が焼失しても全損となる。半損は建物評価額の20～70%未満、一部損は3～20%未満が損害を受けた場合。震災後、加入者から「半損と一部損で差が大きすぎる」との声もあり、所管の財務省が見直しを進めている。

保険料が高いとの意見もある。地震保険は保険料を震災時の支払いに備えて積み立て、運用している。契約時の手数料は必要経費程度、利益を上げるための制度ではないことを理解してほしい。